

通達甲(地. 通. 計 2)第 7 号

平成 10 年 12 月 25 日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

地域部長

○ 警視庁通信指令業務運営規程の運用について

〔沿革〕平成 12 年 3 月 通達甲(副監. 総. 企. 管)第 7 号

14 年 5 月 同(地. 通. 計 2)第 3 号

15 年 2 月 同(副監. 総. 企. 管)第 1 号

25 年 4 月 同(地. 通. 計 2)第 4 号

令和 2 年 6 月 同第 2 号

3 年 9 月 同(副監. 総. 企. 組)第 18 号改正

このたび、「警視庁通信指令業務運営規程の運用について」を制定し、平成 11 年 1 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、警視庁通信指令業務運営規程の全部改正について(平成 7 年 4 月 26 日 通達甲(地. 通. 計 1)第 2 号)は、廃止する。

記

第 1 制定の趣旨

犯罪のスピード化、広域化、巧妙化等に対処するため、警視庁通信指令業務運営規程(平成 7 年 4 月 26 日訓令甲第 19 号)の一部が改正されたことから、運用通達についても見直しを行い、より適正かつ効率的な運用を図ろうとするものである。

第 2 運用上の留意事項

1 事案発生時の措置(第 7 条関係)

- (1) 本部長は、事案発生時の通報、連絡要領等を定め、勤務員に周知徹底しておくこと。
- (2) 事案発生現場付近に管轄警察署の無線自動車がないとき又は事案の拡大を防止し、若しくは事案の発生が予想される場合に無線自動車を集中運用する必要があるときは、カーロケーションシステム等を活用して、管轄区域又は担当区域にかかわらず、無線自動車を指定して現場活動を行わせること。
- (3) 複数の無線自動車に対して指令を行う場合は、任務分担、担当区域等を明確に指示するなど、機動力を生かした効果的な運用に努めること。
- (4) 重要特異な事案発生に当たっては、必要により航空機及び警備艇の出動を要請すること。
- (5) 隣接県警察に対して手配連絡又は協力要請を行う場合は、警察文書伝送システム等を活用し、可能な限り画像情報の送受信も行うこと。

2 教養訓練(第 10 条関係)

警察署長等が行う教養訓練の重点項目は、次のとおりとする。

- (1) リモコン指揮に関すること。
- (2) 急訴事件の受理に関すること。
- (3) 110 番通報の受理に関すること。
- (4) 事件現場における聴取及び報告に関すること。
- (5) 通信機器の取扱い及び保守管理に関すること。
- (6) 上記以外の指令業務に関すること。

3 適正な 110 番通報(第 11 条関係)

警察署長等は、交通安全協会、防犯協会、ふれあい連絡協議会等協力団体との会合、警察広報紙の発行、巡回連絡等あらゆる警察活動の場をとらえ、適正な 110 番通報について広報を推進すること。

4 報告(第 19 条関係)

地域部長に対する報告は、本部長が別に定める通信指令活動通報により行うこと。

5 リモコン指揮者の指定等(第 20 条の 2 関係)

- (1) リモコン指揮者を次表のとおり指定しておくこと。ただし、島部の警察署においては、この限りではない。

指定時間	リモコン指揮者
------	---------

8:30～17:15	地域課の課長代理又は係長
17:15～翌 8:30	本署当番勤務の係長又は地域課の係長。ただし、地域課の係長は、本署当番勤務の係長がリモコン指揮をすることができないときに限り、リモコン指揮を行うこと。

- (2) 「事故等」とは、講習、休暇等で長期に不在となるほか、署外活動、事件処理、事務処理等のため、リモコン指揮ができない場合をいう。

6 リモコン指揮者等の任務(第 21 条関係)

- (1) リモコン指揮者等は、平素から、管内の実態把握に努めるとともに、重要事態等発生時における署員の任務分担、警戒員の配置場所、現場報告要領、装備資器材の活用方法等について熟知しておくこと。
- (2) リモコン指揮者等が勤務を交替する場合は、無線自動車、交番勤務員等の活動状況、取扱中の事件事故、管内に派生するおそれのある他署管内の情報等について、確実に引き継ぐこと。

7 リモコン指揮者等に対する教養訓練(第 22 条関係)

- (1) リモコン指揮者その他指令業務に従事する者を指令本部における体験実習等に計画的に参加させ、リモコン指揮能力の向上を図ること。
- (2) 指令本部員の所属派遣を要請するなど、リモコン指揮者等の指導教養の徹底を図ること。

8 交通機動隊等の措置

第 20 条から第 23 条に規定する警察署における指令業務の措置は、交通機動隊、高速道路交通警察隊、航空隊、自動車警ら隊及び鉄道警察隊においても、準じて行うものとする。